

番号：141155

国名：エチオピア

担当：農村開発部農業・農村開発第二グループ第四チーム

案件名：農産物残留農薬検査体制・能力強化支援プロジェクト（モニタリング）

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務：モニタリング
- (2) 格付：2号
- (3) 業務の種類：専門家業務

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間：2015年2月下旬から5月中旬まで
- (2) 業務M/M：国内 0.50M/M、現地 1.50M/M、合計 2.00M/M
- (3) 業務日数：

準備期間	現地業務期間	整理期間
5日	45日	5日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出期限：2月4日（12時まで）
- (4) 提出方法：専用アドレス（e-propo@jica.go.jp）への電子データの提出又は郵送（〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル）（いずれも提出期限時刻必着）

※2014年2月26日以降の業務実施契約（単独型）公示案件（再公示含む）より、電子媒体による簡易プロポーザルの提出を本格導入しています。

提出方法等詳細についてはJICAホームページ（ホーム>JICAについて>調達情報>お知らせ>「コンサルタント等契約における業務実施契約（単独型）簡易プロポーザルの電子提出本格導入について」

（http://www.jica.go.jp/announce/information/20140204_02.html）をご覧ください。

なお、JICA本部1階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご留意ください。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
 - ①業務実施の基本方針 16点
 - ②業務実施上のバックアップ体制等 4点
 - (2) 業務従事予定者の経験能力等：
 - ①類似業務の経験 40点
 - ②対象国又は同類似地域での業務経験 8点
 - ③語学力 16点
 - ④その他学位、資格等 16点
- （計100点）

類似業務	農産物流通調査に係る各種業務
対象国／類似地域	エチオピア／全途上国
語学の種類	英語（語学は認定書(写)を添付してください。

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：特になし
- (2) 必要予防接種：あり
黄熱：入国に際してイエローカード(黄熱病予防接種証明書)が必要です。

6. 業務の背景

エチオピアの農業は、GDP の約 4 割、輸出額の約 9 割以上を占め、人口の 85%の生計を支えており、その安定的拡大は、経済成長の核であると同時に貧困削減の鍵である。農産物の生産性向上による量的な拡大及び生産/流通過程の改善等を通じた質的な向上は、外貨獲得のための輸出促進につながるだけでなく、潜在的な需要が見込まれる国内市場拡大のためにも重要かつ喫緊の課題となっている。

2009/2010 年度のエチオピア貿易統計によれば、輸出製品の第一位はコーヒー（約 5.3 億ドル）であるが、2008 年に輸出総額の約 21%を占める日本向け輸出コーヒーから食品衛生法の基準を超えた残留農薬が検出された。2008 年 5 月以降は厚生労働省による命令検査が実施され、これが結果的に日本への輸出激減となり、エチオピアの経済状況に負の影響を与えている。

これらを背景として、エチオピア政府では食品の安全性を担保する必要性が改めて認識され、農業省動植物防疫管理局下に新たに残留農薬検査所が新設された。しかし、同検査所には農薬分析のような微量分析の経験を持つ人材がほとんどいないため導入された分析機器を使いこなせていないことに加え、試薬や溶媒が不足しており分析検査が満足に行えない状況にある。また、わが国向け輸出コーヒーから検出されている農薬汚染経路についても特定が出来ておらず、有効な対策が講じられていない状況にある。こうしたことから、同検査所における農薬分析のための人材育成支援が我が国へ要請された。これを受けて、JICA は農業省動植物防疫管理局をカウンターパート (C/P) として、「農産物残留農薬検査体制・能力強化プロジェクト」（以下、本プロジェクト）を 2011 年 11 月から 2015 年 11 月までの 4 年間の予定で実施している。

本プロジェクトが達成すべき成果は、①残留農薬検査のための基礎データの蓄積及び検査対象優先農薬・作物の選抜、②ターゲット作物・農薬を組み合わせた微量分析法のバリデーション、③信頼できる分析の実施及び分析結果の蓄積に係る手順の確立、④確立された微量分析手法の農産物等への応用、⑤パイロット地域における生産から輸出に至る過程でのコーヒーを対象とした試行的な残留農薬モニタリング活動の実施の 5 つである。現在、短期専門家 1 名「チーフアドバイザー/農薬」、長期専門家として 1 名「業務調整員」を派遣中であるが、これまでモニタリング分野の短期専門家 1 名を 2 回にわたり派遣し（2012 年 6 月から 9 月、2013 年 1 月から 4 月）、コーヒー豆流通に係る基礎情報の収集、各ステークホルダーからのヒアリング調査・モニタリング作業についての意見交換、加えて流通経路におけるモニタリングチェックシートの作成及び試行等を行ってきた。

本業務従事者は上記成果のうち⑤パイロット地域でのコーヒー豆を対象とした試行的な残留農薬モニタリング活動の実施に関して、これまでに派遣した短期専門家（モニタリング）による情報収集を踏まえ、同短期専門家の作成したモニタリング調査計画に基づき、追加情報の収集、モニタリング用チェックシートの修正、及び同シートの試行等に係る技術指導を行うものである。

7. 業務の内容

本業務従事者は、他の専門家と協力し、技術協力プロジェクトの仕組みと手続きを十分把握の上、モニタリング専門家として C/P に対する技術移転を担当する。なお、本分野専門家は 2012 年 6 月から 9 月まで、2013 年 1 月から 4 月までの二回に渡り派遣しており、今回派遣する本コンサルタントは、上記 2 回の成果達成状況を踏まえ、以下の業務を担当する。

具体的担当事項は次のとおりとする。

(1) 国内準備期間 (2015 年 2 月下旬)

ア 既存・関連資料の収集・整理・分析を行い、当該案件の実施に必要な情報を取得する。

イ 上記アの分析結果を基に、文献調査の結果概要、現地派遣期間における業務方針・方法等について記述した業務実施計画書 (和文・英文) を作成し、JICA 農村開発部に提出・説明する。なお渡航前に現地プロジェクト側と実施予定のテレビ会議 (JICA 本部) に参加する。

(2) 現地派遣期間 (2015 年 3 月上旬～4 月中旬)

- ア C/P 機関及び JICA エチオピア事務所に業務実施計画書を提出し、業務計画の内容を説明し確認を行う。
- イ 前回派遣の「モニタリング」分野専門家が作成したチェックシート素案の修正作業を C/P とともに行う。
- ウ 前回派遣の「モニタリング」分野専門家のコーヒー豆の生産・加工・保管・流通における汚染リスクの調査結果を踏まえ、コーヒー生産段階から流通・輸出までのチェック項目の内容検討、チェックシートの作成・改良、及びテストランを C/P とともに関係者の協力を得て行う。
- エ チェックシートの運用方法について C/P への指導を行うとともに、残留農薬検査体制におけるチェックシートの位置づけと政府機関の役割、上述成果の⑤に対する上位目標達成の道筋について、先方政府に対して提言を行う。
- オ 現地業務結果報告書（英文）を作成し、C/P 機関、プロジェクト、JICA エチオピア事務所に提出・報告を行う。

(3) 帰国後整理期間(2015年4月中旬～4月下旬)

専門家業務完了報告書(和文)を作成し、JICA 農村開発部に提出する。また JICA 本部にて報告を行う。

8. 成果品等

(1) 業務実施計画書

英文 4 部(C/P 機関、JICA 農村開発部、JICA エチオピア事務所、プロジェクト)

和文 3 部(JICA 農村開発部、JICA エチオピア事務所、プロジェクト)

(2) 現地業務結果報告書

英文 4 部(C/P 機関、JICA 農村開発部、JICA エチオピア事務所、プロジェクト)

(3) 専門家業務完了報告書

和文 3 部(JICA 農村開発部、JICA エチオピア事務所、プロジェクト)

なお、上記成果品の体裁は簡易製本とし、併せて電子データも提出する。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示にかかる見積書の積算を行うにあたっては、「JICAコンサルタント等契約見積書作成の手引き」

(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>) を参照願います。

留意点は以下のとおり。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます(見積書に計上して下さい)。

(2) 直接人件費月額単価

・直接人件費月額単価については、平成26年度単価を上限とします。

<http://www.jica.go.jp/announce/information/20140212.html>

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

1) 現地業務日程

次のとおり予定していますが、ある程度の日程調整は可能です。

2015年3月1日～2015年4月14日

2) 現地での業務体制

本業務に係る現地プロジェクトチームの構成は、以下のとおりです(本業務の現地作業期間に派遣されている専門家のみ記載しています)。

・チーフアドバイザー(短期派遣専門家)

・業務調整(長期派遣専門家)

3) 便宜供与内容

JICAエチオピア事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

- ① 空港送迎
あり
- ② 宿舎手配
あり
- ③ 車両借上げ
必要な移動に係る車両の借上げ
- ④ 通訳備上
なし
- ⑤ 現地日程のアレンジ
初日のJICA事務所打ち合わせおよびC/P機関訪問につき手配を行います。
- ⑥ 執務スペースの提供
C/P機関内プロジェクトオフィスにおける執務スペース提供

(2) 参考資料

- ①本業務に関する以下の資料はJICA農村開発部第4チーム（TEL:03-5226-8431）にて閲覧できます。
 - ・「エチオピア国 農産物残留農薬検査体制・能力強化支援プロジェクト」技術協力プロジェクト事業進捗報告書
 - ・短期専門家（「モニタリング」）業務完了報告書
- ②本業務に関する以下の資料がJICAウェブサイトで公開されています。
 - ・プロジェクト基本情報
(<http://gwweb.jica.go.jp/km/ProjectView.nsf/VIEWParentSearch/BA81DEFB62D6C0F3492578EA0079D6D5?OpenDocument&pv=VW02040104>)
 - ・プロジェクト中間レビュー調査報告書
(http://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2013_1000590_2_s.pdf)

(3) その他

- ① 業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ② エチオピア国内での作業においては、JICAの安全管理措置を遵守するとともに、JICAエチオピア事務所の指示に従い、十分な安全対策措置を講じることとする。
- ③ 業務実施上の留意点として、GAP (Good Agricultural Practice、農業生産工程管理) に関する資格又は実務経験があることが望ましい。

以上